

質 問 回 答 書

2024年7月8日

「ボツワナ国観光アドバイザー業務」

(公示日：2024年6月26日／公示番号：24a00423) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.10 (5) 観光統計に関する支援 【観光統計能力向上】 a) 収集データを入力・管理するための調査コードブックの作成	「調査コードブック」とは、収集するデータや情報の調査票と理解するが、その理解で良いか。また、拡張性は念頭におきながらも、支援対象のデータや情報に限定した調査コードブックと考えて良いか。	ご理解の通りです。「調査コードブック」は収集するデータや情報の調査票です。 なお、現状の観光統計作成のための調査は以下の通りです。 1. 出口調査（国際観光客調査） 2. 雇用調査（宿泊施設と宿泊施設以外の観光施設） 3. 宿泊施設調査（ベッド稼働率） 4. 国内観光動向調査 5. 旅行・観光サテライト勘定（TSA） 6. その他の観光関連調査（ボツワナの観光経済効果等）
2	P29 定額計上した経費 2 国内旅費	国内出張旅費と説明されているが、日当・宿泊は、通常、別途計上するので、国内旅費は、国内航空賃と理解して良いのか。	ご理解の通りです。日当・宿泊を含まない国内航空賃です。
3	P29 定額計上した経費 3 第三国渡航旅費	第三国渡航旅費も、日当・宿泊は、通常、別途、計上するので、第三国渡航旅費は、航空賃等と理解して良いのか。	ご理解の通りです。日当・宿泊を含まない航空賃等です。

4	P29 定額計上した経費 4 海外旅行展示会参加経費	場所や回数は提案するつもりであるが、展示会の参加経費には展示ブースのレンタル料やデザイン制作費なども含まれるのか。	海外展示会参加費の定額計上は、専門家とC/Pの旅費を想定したものです。また、ブースを出展する場合には定額計上した経費から出展料を支出します。なお、レンタル料やデザイン制作費等は含まれておりません。
5	p10 ナタ休憩所・ビジターセンター F/Sについて	ナタ休憩所・ビジターセンターの F/S とは具体的に何を行うのか。(経済的に成り立つか否かを調査するという理解でよいか。) 同休憩所の内容はマスタープラン記載のものを想定すればよいのか。	ナタ休憩所・ビジターセンターの投資可能性調査を実施します。同センターの計画については、現時点でマスタープランの記載のみ、具体的な計画はありません。事業開始後にC/Pと協議して検討を進めます。
6	P10 ナタ休憩所・ビジターセンター F/Sについて	要請内容確認調査結果によれば、「ナタ休憩所プロジェクトは開始されたばかり」とあるが、現状如何。同休憩所が既に存在する場合、それをアップグレードするのか、別に1から建設するのか。また、アップグレードであれ新規建設であれ、完成後の運営主体はどこになるのか。	前項のとおり、ナタ休憩所・ビジターセンターの状況については、事業始開始後に調査し、C/Pと協議して検討を進めます。
7	P26 現地再委託	F/S はローカルコンサルへの再委託が可能ということだが、ローカルコンサルへの再委託は必須か。日本法人への再委託は想定されないということか。現地法人への再委託は可能とあるが、法人でなく現地の個人にも再委託は可能か。	再委託につきましては必須ではありません。日本法人への再委託については、コンサルタント等契約では、原則として、国内における再委託契約を想定していませんが、必要性を例外的に検討する場合があります。個人への再委託については、制約はありません。
8	p10 p12 p19-20	統計について、システム開発は日本企業とボツワナ企業のどちらが行うことを想定しているのか。日本企業で行う場合、その後のシステ	本特記仕様書(案)にてご提案をお願いしている内容ですので、プロポーザルにてご提案ください。

	観光統計に関する支援 成果2に関わる活動 活動2-1~2-4	ム改善等の実施に支障が出る可能性はないか。開発に必要なエンジニアは本プロジェクトの専門家ではなく、開発を行う企業で賄うことで問題はないか。	
9	p10 p12 p29 観光統計に関する支援 成果2に関わる活動 定額計上について観光統計に関する支援	統計のシステムについて、一律250万円が設定されているが、250万円の範囲内で行えるシステムを構築するという趣旨か。C/Pが協議して決めたシステムがそれを超える価額の場合はどう対応すればよいのか。	定額計上の範囲内で実施することを想定しています。システム開発は仕様や開発方法等によって費用が異なりますので、C/Pと協議して決定した仕様が定額計上の範囲を超える場合は、C/Pと対応を協議します。
10	p12 p20 成果3に関わる活動 活動3-1~3-4	広域協力について、連携についての提言や連携方法の検討をすればよいのか、それとも知見を共有する機会を本プロジェクトの中で設定することが必須か。必須とすればその規模や回数の目安はあるか。	連携についての提言や連携方法の検討と並行して、知見を共有する機会を設けることを想定しております。規模や回数の目安はありませんが、第三国渡航旅費を8回分、定額計上しています。
11	p12 p20 成果3に関わる活動 活動3-1~3-4	3-3で行う今後の連携に向けた提言を、3-4で検討・協議するという理解でよいのか。	ご理解の通りです。
12	P11 2. 本業務にかかる事項-(1)本業務の活動に関する業務 ①成果1に関わる活動	現在、野生動物の観察ではなく、文化体験などのCBTにシフトするような解釈をすることもできるが、地域住民が主体となる野生動物の観察ツアーも検討しても良いか。	特に制約はありません。
13	P29 定額計上「5. 海外旅行展示会参加経費」(成果1に関わる活動)	海外旅行展示会参加については、パイロット事業で開発した商品を海外旅行展示会でプロモーションする目的での参加という理解で良	海外旅行展示会へ参加する目的はご理解の通りです。 その場合にボツワナ観光局へ協力を要請す

		いか。またその場合、ボツワナ観光局が商談会への出展申し込み、ブース確保を行うと思うが、本プロジェクト紹介のブース確保や商談会参加者への告知などについても協力を要請できるという事で良いか（逆に協力をお願いしたい）	る内容については、現時点では決まっておりません。事業開始後にC/Pと協議して、依頼事項を伝えます。
14	P29 定額計上 「6. 観光商品開発パイロット事業」（成果1に関わる活動）	パイロットで開発した商品を商談会等でプロモートする際、商品を紹介するリーフレットやパンフレット、データを格納するUSB等が必要になると想定される。これらの経費も子のパイロット経費に含むことになるか。例えば資料制作を別提案として、上限額を超える経費として別見積を提出する事は可能か。	必要な費用はパイロット事業の経費に含まれていると考えます。定額計上の範囲を超える場合には、C/Pと協議して対応を決定します。別見積を提出することに制約はありません。

以上